

船舶インシデント調査報告書

令和3年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年6月24日 11時00分ごろ
発生場所	静岡県松崎町西方沖 波勝岬灯台から真方位354° 1.5海里付近 (概位 北緯34°43.0′ 東経138°44.3′)
インシデントの概要	プレジャーボートへどん丸は、漂泊中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年7月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート へどん丸、5トン未満（長さ3.38m） 235-43102 神奈川、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力5.88kW、回転数毎分5,000、2気筒、ボア50mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りの目的で漂泊中、中立状態の船外機が停止し、再始動することができなかった。 船長は、海上保安庁に通報し、本船は来援した水難救済会所属の船舶に救助された。 本船は、本インシデントの1か月前にキャブレターの点検及び清掃が行われていたものの、本インシデント後、機関整備業者により、キャブレターの目詰まりが原因ではないかと疑われ、キャブレターの点検及び清掃が行われたところ、船外機が正常に始動した。
分析	本船は、漂泊中、船外機の燃料の性状及び燃料タンクの点検を行っていない中、燃料の劣化又は燃料タンクの腐食が発生していたことから、キャブレターが目詰まりし、船外機を始動することができなくなり、運航不能となった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が漂泊中、船外機の燃料の性状及び燃料タンクの点検を行っていない中、燃料の劣化又は燃料タンクの腐食が発生していたため、キャブレターが目詰まりし、船外機を始動することができなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・定期的に船外機のキャブレター、燃料油及び空気フィルターの点検及び掃除等の整備を実施するとともに、目詰まりが頻繁に発生する場合には燃料タンクの腐食等の点検を行うこと。